

《草津市立クリーンセンター》

一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

[廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3第2項(公表)、第8条の4(記録及び閲覧)]

平成29年度

○処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量[施行規則第4条の5の2第1号イ、第4条の7第1号イ]

種類	焼却ごみ									
	年月	H29.4月	H29.5月	H29.6月	H29.7月	H29.8月	H29.9月	H29.10月	H29.11月	H29.12月
焼却量(t)	2824.31	3158.65	2952.65	2846.38	3140.03	2883.52	2953.78	2956.07	1876.69	25592.08

○燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続測定)、集じん器に流入する燃焼ガスの温度(連続測定)、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続測定)[施行規則第4条の5の2第1号ロ、第4条の7第1号ロ]

測定を行った位置	別紙1のとおり
測定の結果の得られた年月日	連続測定結果は、チャート紙記録につきインターネットで公表することが難しいため、クリーンセンターで公表します
測定の結果	表することが難しいため、クリーンセンターで公表します

○冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日[施行規則第4条の5の2第1号ハ、第4条の7第1号ハ]

・冷却設備(空気予熱器)

年月	H29.4月	H29.5月	H29.6月	H29.7月	H29.8月	H29.9月	H29.10月	H29.11月	H29.12月
1号炉	3日、24日	15日	5日、19日	25日	14日	5日、26日	16日	6日、27日	5日、26日
2号炉	17日	8日、29日	26日	11日	1日、22日	12日	2日、23日	16日	25日
3号炉	10日	1日、22日	12日	4日、18日	8日、29日	18日	9日	20日	27日

・排ガス処理設備(バグフィルター)…空気式(パルスエア方式)洗浄装置による連続除去

○煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙量又はばい煙濃度[施行規則第4条の5の2第1号ニ、第4条の7第1号ニ]

・ダイオキシン類の濃度

	1号炉	2号炉	3号炉	基準値
排ガスを採取した位置	別紙1のとおり			
排ガスを採取した年月日	9月14日	7月6日	7月13日	
測定の結果の得られた年月日	11月10日	8月24日	8月25日	
測定の結果(ng-TEQ/Nm ³)	0.014	0.010	0.014	5

※各炉ダイオキシン類濃度は年に1回測定しています

・ばい煙濃度

[1号炉]

排ガスを採取した位置		別紙1のとおり					基準値 (管理値)
排ガスを採取した年月日		4月12日	6月8日	8月24日	10月5日	12月13日	
測定の結果の得られた年月日		5月12日	7月7日	9月20日	11月2日	12月29日	
測定の結果	硫黄酸化物(K値)	0.021	0.015	<0.012	<0.012	<0.012	8.76(5)
	ばいじん(g/Nm ³)	<0.020	<0.020	<0.020	<0.020	<0.020	0.15
	塩化水素(ppm)	18	3.4	<3.2	3.2	4.6	430
	窒素酸化物(ppm)	110	100	110	100	110	250

[2号炉]

排ガスを採取した位置		別紙1のとおり					基準値 (管理値)
排ガスを採取した年月日		4月27日	6月14日	8月10日	10月12日	12月7日	
測定の結果の得られた年月日		5月26日	7月14日	8月30日	11月2日	12月29日	
測定の結果	硫黄酸化物(K値)	0.025	0.013	<0.012	0.012	0.051	8.76(5)
	ばいじん(g/Nm ³)	<0.020	<0.020	<0.020	<0.020	<0.020	0.15
	塩化水素(ppm)	9.2	6.0	<2.6	<4.1	8.8	430
	窒素酸化物(ppm)	110	120	110	110	120	250

[3号炉]

排ガスを採取した位置		別紙1のとおり					基準値 (管理値)
排ガスを採取した年月日		4月20日	6月21日	8月17日	11月14日	12月6日	
測定の結果の得られた年月日		5月16日	7月21日	9月15日	12月14日	12月29日	
測定の結果	硫黄酸化物(K値)	0.059	0.030	<0.011	0.015	0.027	8.76(5)
	ばいじん(g/Nm ³)	<0.020	<0.020	<0.020	<0.020	<0.020	0.15
	塩化水素(ppm)	7.3	11	<3.1	4.2	8.4	430
	窒素酸化物(ppm)	110	120	110	120	120	250

※各炉ばい煙濃度は2か月を超えない期間に1回測定しています

※塩化水素の基準値は700mg/Nm³をppmに換算した値です

※平成29年度はクリーンセンター更新整備工事のため、当施設は12月末まで稼働する計画としています